



2024 人事院勧告 月例給・ボーナスともに3年連続の引き上げ！

人事院は8月8日、国会と内閣に対し、国家公務員の給与等について、3年連続となる月例給とボーナスの引上げや、社会と公務の変化に応じた給与制度の整備のための関係法律の改正を勧告した。主な内容は以下のとおり。

月例給

民間給与との較差を解消するため、平均で2.76% (11,183円) の引き上げ勧告

- ・なお、採用市場での競争力向上のため、初任給を大幅に引き上げ
 - ◇一般職（高卒者）+12.8% [21,400円]
 - ◇一般職（大卒程度）+12.1% [23,800円]
 - ◇総合職（大卒程度）+14.6% [29,300円]
- ・若年層に特に重点を置きつつ、概ね30歳台後半までの職員に重点を置いて、**すべての職員を対象に全給料表を引き上げ改定**
 - ◇平均改定率（行政職俸給表（一））は、
1級 [係員] 11.1%、2級 [主任等] 7.6%、全体 3.0%
 - ◇勧告後の平均給与は、月額 416,561円 (+11,183円、+2.76%)
年間給与 6,916,000円 (+228,000円、+3.4%)

ボーナス

年間支給月数を0.10月分引上げ、4.60月分に改定（現行4.50月分）

また、民間の支給状況等を踏まえ、支給月数の引き上げ分は、期末手当および勤勉手当に0.05月分ずつ均等に配分（一般職の場合の支給月数）

		6月期	12月期
24年度	期末手当	1.225月（支給済み）	1.275月（現行1.225月）
	勤勉手当	1.025月（支給済み）	1.075月（現行1.025月）
25年度	期末手当	1.25月	1.25月
	勤勉手当	1.05月	1.05月

地域手当

地域手当の大きくくり化により、現在の7区分から5区分に再編されるが、**大阪市については、16%を維持**

扶養手当

配偶者の働き方に中立な制度にむかう社会状況の変化に対応し、配偶者手当を廃止。一方、子を有する職員に対する生計費の補填を充実するため、子に係る手当を13,000円に引き上げる。なお、2年間での段階的实施となる。